

電波利用環境委員会報告 (案)

CISPR の審議状況及び
会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR D 作業班

令和 8 年 7 月 31 日

目次

1	検討事項.....	1
2	委員会及び作業班の構成.....	1
3	検討経過.....	1
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	1
5	CISPR 会議の開催概要等.....	3
6	総会対処方針.....	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	7
(1)	A 小委員会.....	7
(2)	B 小委員会.....	7
(3)	D 小委員会.....	7
(4)	F 小委員会.....	11
(5)	H 小委員会.....	11
(6)	I 小委員会.....	11
8	検討結果.....	12
別添		13
1	基本的な対処方針.....	13
2	総会対処方針.....	13
3	各小委員会における対処方針.....	13
(1)	A 小委員会.....	13
(2)	B 小委員会.....	13
(3)	D 小委員会.....	13
(4)	F 小委員会.....	13
(5)	H 小委員会.....	13
(6)	I 小委員会.....	13

（参考資料）CISPR 規格の制定手順

（別表 4）CISPR D 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～6 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 26 回 CISPR A 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 29 回 CISPR B 作業班（令和 8 年 7 月 22 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 10 回 CISPR D 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR D 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 31 回 CISPR F 作業班（令和 8 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 21 回 CISPR H 作業班（令和 8 年 7 月 24 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 21 回 CISPR I 作業班（令和 8 年 7 月 29 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (7) 第●回 電波利用環境委員会（令和 8 年 8 月●日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 42 カ国（うち 15 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

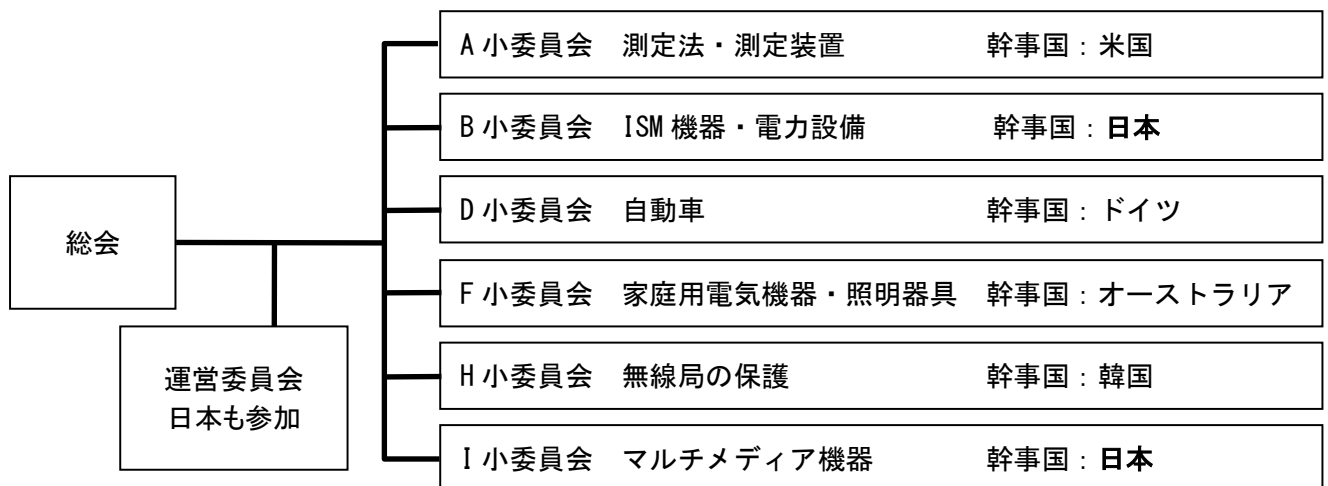
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

（注）オーストラリア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班 (WG) 及びアドホックグループ (ahG) 等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 8 年 11 月 9 日から 11 月 20 日までの間、ドイツ ハンブルクにて開催される予定である。(D 小委員会については令和 8 年 10 月 6 日から 10 月 9 日までの間、米国 オースティンにて開催される予定である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から●名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 での審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は CISPR 12 第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のままとすることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では 40 GHz までのサイトやアンテナの校正法及び放射妨害波測定法等について引き続き検討が行われている。F 小委員会では CISPR 14-1 第 8 版に向けた改定作業において、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では WG 8 の ahG 9 により作成された 40GHz までの許容値モデルと許容値案をベースとして、共通エミッション規格に許容値を導入する作業が開始された。I 小委員会では、CISPR 32 第 3 版の最新の FDIS 案に、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値が反映されるとともに、同周波数帯の許容値の改定経緯が情動的付則(Annex M)として追加された。

本件は、各製品群対応小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある。一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミ

ミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内での影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響について検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、下記の 3 種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種数の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種数の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の増加による影響

令和 5 年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。令和 6 年度の CISPR 総会では、CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなど関係する他のパラメータについても検討中であることが報告された。

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議では、WG 4 での活動状況と今後の活動計画について、報告書の骨子を決定し初稿完成に向けた作業を開始したこと、令和 8 年には測定やシミュレーションなどを踏まえて選定されたパラメータとシナリオの研究を継続すること、などが報告された。また、シミュレーションと実検証試験について、経験則に基づき、① OFCOM のシミュレーションプログラムに組み込み予定の電流プローブを用いてコモンモード妨害電流の増加による電界強度の変化を評価すること、② 放射妨害波測定を単一装置、その後複数装置で実施して、シミュレーションと測定値の相関関係を特定可能とすること、の試験計画を策定中であることが報告された。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対応する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situにおけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で JWG を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェック（Rapid emission check）のためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。JWG 発足は承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム

EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・ 第 1 回：オスロ会議 (令和 5 年 7 月 5 日-6 日)
- ・ 第 2 回：オンライン会議 (令和 5 年 10 月 7 日)
- ・ 第 3 回：オンライン会議 (令和 5 年 12 月 4 日)
- ・ 第 4 回：シドニー会議 (令和 6 年 2 月 19 日-20 日)
- ・ 第 5 回：ロンドン会議 (令和 6 年 6 月 25 日-26 日)
- ・ 第 6、7、8 回：Web 会議 (令和 6 年 10 月 2 日、10 月 9 日、11 月 26 日)
- ・ 第 9 回：リレサン会議 (令和 7 年 7 月 31 日、8 月 1 日)
- ・ 第 10 回：オンライン会議 (令和 7 年 11 月 25 日)
- ・ 第 11 回：オンライン会議 (令和 8 年 5 月 5 日)

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和 6 年の会議では、A 小委員会に先立って JWG 9 のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正が CD 案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD 修正案へ採用されることとなった。

令和 6 年 10 月の A 小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てた CD 案が、CIS/A/1462/DC として令和 7 年 1 月 24 日に IEC 事務局より配布された。

本ガイダンスに対しては、B 小委員会 WG 7 に我が国から提案して設置場所測定法（CISPR 37 CD 文書）に採用されている Preliminary measurement method が盛り込まれる予定となっている。

また、第 9 回リレサン会議では、英国から本ガイダンスを TS 化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針の TR 化を支持し、TS 化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。

更に、第 10 回と第 11 回のオンライン会議では、・・・。

今回の CISPR 総会では、A 小委員会より第 10 回と第 11 回の会議の審議結果が報告される予定であり、JWG 9 の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としての EMC 評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

(2) B 小委員会

(ISM (工業・科学・医療) 機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定)

(3) D 小委員会

(自動車・モータボートなどの妨害波に関する規格を策定)

D 小委員会は、自動車及び内燃機関（点火系ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン）又は電動モータが用いられた装置からの無線妨害に関して、許容値及び測定方法の国際規格（CISPR 規格）の策定、改定のための審議を行っている。D 小委員会には、第 1 作業班（WG 1）及び第 2 作業班（WG 2）の 2 つの作業班が設置されている。WG 1 は、車両搭載されない受信機の保護（車両からのエミッション計測）を、WG 2 は、車両搭載受信機の保護（車載電子部品のエミッション計測）を担当している。

現在の主な議題は、非車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 12）の改定、車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 25）の改定及び 30MHz 未満の低周波放射妨害波規格（CISPR 36）の改定である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 非車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格（CISPR 12）の改定

(ア) 審議状況

昭和 50 年に CISPR 12（初版）を制定し、その後、通信に利用される周波数帯域の拡大、車載電気・電子機器からの妨害波への対応等で随時規格見直しが行われ、平成 19 年に第 6 版を発行した。第 6 版は、平成 21 年に一部修正を行い、令和 7 年には第 7 版が発行された。

第 7 版への改定に対しては、電気自動車の充電モードにおける妨害波測定として、AC 充電、DC 充電、ワイヤレス電力伝送（WPT）充電時の測定と、それぞれに適した試験配置や、不確かさに関する検証項目と計算例などの追記をめざし検討が行われた。これらを含む FDIS 文書（D/449e/FDIS）は平成 30 年に否決され、令和元年のバルセロナ中間会議にて CD 作成から再開された。

その後の第 7 版 CDV の審議では、尖頭値検波と準尖頭値検波の補正係数と適合フローが主な論点として議論された。Q 文書による各国意見の確認も行われたが、我が国を含め現状通り WG 1 で測定に基づく審議を継続すべきとの強い意見があったことから、結果としては、D 小委員会での CD 策定作業を継続し、その中で H 小委員会との協業を検討することとなった。充電モードでの検波と許容値に関する課題に早急に対処するため、関係各国で共通の条件で測定を実施することが合意され、そのためのタスクフォースが立ち上げられた。

令和 5 年 6 月の WG 1 マラガ会議では、プロジェクト期間が 5 年を超えたため第 7 版のプロジェクトがキャンセルとなると報告された。どのような形で再スタートするか、選択肢として、CD から再開または CDV から再開、尖頭値検波と準尖頭値検波の相関係数をどの様にするか問う Q 文書が再度発行された。同年 12 月の WG 1 会議では、CDV から再開、充電モードの検波方式は準尖頭値検波のみを使用可能、電動車両の走行モードでの尖頭値検波使用時の準尖頭値検波との相関係数は CISPR 25 で用いられている 13 dB とすることが決定された。なお、内燃機関に対する相関係数は従来から実績のある 20 dB が維持される。

令和 6 年 5 月に上記内容が盛り込まれた CDV (D/498/CDV) が発行され、100 %の賛成投票で可決され、7 月 18 日に IS として発行された。

第 8 版のメンテナンス作業に関して、令和 8 年 7 月 3 日に D/519/DC が回付され、作業項目の確認が行われている。影響の大きな項目としては次の 4 点である。

- ・ 周波数範囲：1 GHz から 6 GHz への拡張(40 GHz 等への更なる拡張は第 9 版で議論される予定)
- ・ 測定サイトの相関性：CISPR 12 特有の OTS(Outdoor Test Site), OATS(Open Area Test Site), ALSE(Absorber Lined Shielded Enclosure:電波暗室)の相関性
- ・ 電動車両の走行モード：加速減速を含む走行速度と車両負荷など、ダイナミック走行条件の要件
- ・ 新測定法の導入：リバブレーションチャンバー(RVC)法の追加

これらの作業項目は、第 7 版の Annex I にも将来課題として挙げられている。

(イ) 対処方針

10 月に開催されるオースティン会議では、第 8 版作業原案(WD)の確認が行われる予定である。第 8 版では、第 7 版では審議できなかった技術的な項目が多く含まれており、代表的なものを下記に記す。

	項目	内容
①	周波数範囲	第 8 版では 6 GHz までの周波数拡大を目指し、第 9 版では 40 GHz までの周波数拡大を目指す
②	測定サイトの相関性	大地床相当および金属床を考慮した相関性検証方法の追加
③	電動車両の走行モード	試験時の車両速度、走行負荷および速度の加減速についての規定を追加
④	リバブレーションチャンバー	リバブレーションチャンバー(RVC)試験法の附属書への追加

この項目のうち①②③は小タスクフォースにて議論が行われており、①は日本から提案した、高さ方向のスweep測定代わりに、3 点の高さを代表計測する方法が WD に記載され、審議が開始される予定である。

②については日本提案のロングワイヤを用いたサイトの相関性検証方法を

ベースとして議論が開始される予定である。

③については、各走行状態で測定結果に変動はあるものの、準尖頭値検波では大きな差はみられず、また、各設備による制約の問題もあり、今後も議論が継続される予定である。

④については、ドイツのエキスパートより有効性を示す提案があったものの、まだ本格的な内容の議論には至っていない。

以上のように日本の意見が反映された WD から第 8 版の審議が開始されるが、これらの内容は日本にとって大きな影響があるため、各国の意見を注意深く確認し、適切な試験法となるように対処していく必要がある。

イ 車載無線受信機の保護を目的とした妨害波規格 (CISPR 25) の改定

(7) 審議状況

令和 3 年改定の CISPR 25 第 5 版では、5G や全世界測位システム (GNSS) などの通信サービス多様化に対応した上限周波数の拡大 (5.95 GHz) と参考許容値の追加の他、デジタル通信を対象とした 1 MHz 分解能帯域幅の測定が採用された。また、測定装置の不確かさに関する情報が新たな附属書に情報として追加された。令和 4 年 4 月の WG 2 中間会議では、第 5 版の誤記等への対応が審議された。

不確かさのパラメータを表す記号の見直し等による明確化を求めるドイツ提案は、FDIS に対する日本コメントに沿うものであり、次期改定に反映されることになった。

規格の分割については、部品試験パートのボリュームが大きく分割の効果が小さいなどの意見により中止となった。

令和 6 年 5 月のシンガポール中間会議では、正誤表の発行計画に対し、中央事務局から修正票の発行での対応を求められたと報告された。そのため、新たにストリップライン法の参考許容値の修正を含めての作業開始が合意された。

令和 6 年 10 月の D 小委員会総会では、CISPR 25 の安定期間の見直し (令和 7 年から令和 8 年) が合意された。続けて行われた WG 2 会議では、第 5 版修正票並びに、第 6 版に向けた審議が行われた。

修正票に盛り込む内容が見直され、主に以下の項目について合意された。

- ・ 車両充電中試験配置の CISPR 12 第 7 版との整合の観点からの見直し
- ・ 直流電源用疑似回路網 (AN) の特性インピーダンスの周波数上限を 108 MHz へ拡張
- ・ 不確かさ因子の "antenna validation with height" 項は、影響しない因子とする
- ・ スキャニングレシーバ測定時での測定帯域幅 120 kHz 時の測定周波数間隔の最大値を 50 kHz から 60 kHz に変更

ストリップライン法の参考許容値の見直しについては、日本からの提案に基づく議論の結果、修正票 1 への採用を一旦見送り、小タスクフォースにて審議を継続することが合意された。

日本より、リバブレーションチャンバー (RVC) 法のエミッション測定への適用の可能性を示す寄与文書を令和 6 年 2 月のマラガ会議、同 10 月のブダペスト会議に提出している。ブダペスト会議では、ドイツから、RVC 法の車両と部品を含めた新たな規格を作る提案が行われた。

その後、令和 7 年 6 月のボストン会議では、韓国より RVC 法導入を支持する寄与文書が出されている。

日本から提案の e アクスル（電動車両の駆動システム）の試験配置案に対して多くの意見が寄せられ、今後必要な場合は Special Task Force で審議することとなった。

令和 7 年 5 月の WG 2 ボストン会議では、参考許容値見直し作業の小タスクフォースからの報告を審議し、1 MHz バンド幅測定時の参考許容値の見直し案が承認された。他に、参照規格のうち SAE ARP958D を ARP958E とする見直し案も承認された。

令和 8 年 2 月のソウル中間会議において、修正票の WD ドラフト文書が 50 ページとなり、既に IEC のルールを大きく逸脱してしまう状況であることが報告された。これを受け、次の発行を修正票とするか第 6 版とするかについて議論になり、日本は修正票を支持したが、第 6 版を支持する NC が多く、第 6 版のメンテナンス作業に進むことが決まった。

(イ) 対処方針

第 6 版に向けて、参考許容値の見直し、供試品内部の最高周波数に基づく測定最高周波数の選択法の導入、電波暗室の DC 高圧電源フィルタの影響への対処方法の規定、不確かさ項目の見直し等、我が国からの改正提案は受け入れられ、反映される予定である。その他の日本提案では、電動駆動部品等が従来の測定対象と比べその体積が大きくなる事への対応法の規定など、第 7 版へ向けた、非接触充電、周波数範囲の拡張、RVC 法の採用等の課題と合わせて取り上げられる予定である。各国からの意見、提案を確認の上議論を行い、標準化に向けて寄与していく。

ウ 30MHz 未満の低周波放射妨害波の改定 (CISPR 36)

(ア) 審議状況

CISPR 36 第 1 版の修正票 (Amendment 1) が、令和 5 年 5 月に発行された。修正票では、尖頭値検波方式での測定が追加され、許容値以下の場合は適合判定とし、許容値を上回る場合は準尖頭値検波での測定で判定とするフローチャートが追加され効率化が図られた。

第 2 版に向けての議論も開始することが合意されており、充電モードの追加、10 m 距離での測定法と限度値、および測定サイト特性評価法について各国が検討を進める予定である。

令和 6 年の D 小委員会総会では、オランダから、充電モード (WPT は含まない) の磁界エミッション測定要件を第 1 版への修正票 2 として追加する提案があった。日本、フランス、アメリカ、ドイツより 30 MHz 以下は充電ケーブルの長さに比べ車両長は短いことから伝導エミッション測定でカバーされるのではないかと等の意見があり、合意に至らなかった。本議題は継続議論となった。

10 m 距離での測定法と限度値については、寄与文書がなかった。測定サイト特性評価法については、日本から寄与文書を提出したが時間の不足により議論されなかった。

令和 8 年 3 月のソウル会議で、第 2 版のメンテナンス作業の開始が合意された。それを受けて、令和 8 年 7 月 3 日に D/520/DC が配布され、作業項

目の確認が行われている。影響の大きな項目としては次の2点である。

充電モードの追加：プレグイン充電時の要件

測定サイト検証：CPSR 16-1-4の適用可否

ワイヤレス充電(WPT)の追加については、第3版での議論する予定になっている。

令和8年3月のソウル会議にて充電モードについては放射エミッションではなく伝導エミッションを規定し、UN R10 Annex 13 (IEC 61000-6-3がベースの規定)を導入することが決定。令和8年6月25日にWDが回付されている。

(イ) 対処方針

CISPR 36への充電モードの試験法としてUNR10 Annex 13を導入したWDの議論を進める。

測定サイト特性規定ではOTSを例外として扱い、金属床のサイトにはCISPR 16-1-4を適用する方針が議論されており、OTSを想定したサイト(大地等価床)利用している日本として受け入れられる内容が注視しつつ議論を進める。

(4) F 小委員会

(家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

(5) H 小委員会

(無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定)

(6) I 小委員会

(情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定)

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

諮問第 3 号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）
のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 2 から 3 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会対処方針

< 6 における対処方針の結論部分のみ記載 >

3 各小委員会における対処方針

(1) A 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(2) B 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(3) D 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(4) F 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(5) H 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(6) I 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(別表 4)

CISPR D 作業班 構成員 名簿

(令和 8 年 7 月 31 日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主 任	つかはら ひとし 塚原 仁	(一財)日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
主任代理	たなか ひろし 田中 広志	トヨタ自動車(株) 電子性能開発部 電子性能開発室 主任
構 成 員	い や ま たかひろ 井山 隆弘	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 主査
"	たかはし こう 高橋 浩 いちろう 一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	たに こうじ 谷 光志	(公社)自動車技術会 規格グループ 規格課
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社)電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	まえだ こうじ 前田 幸司	(一財)日本品質保証機構 総合製品安全部門計画室 参与
"	みずたに ひろゆき 水谷 博之	日野自動車(株) 電子電装開発部 電子電装実験グループ
"	みつづか のぶゆき 三塚 展幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所 電磁環境・校正事業本部電磁環境試験部 主任技師

(計 9 名)